

<報道発表資料>

令和8年4月27日

5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の自転車安全利用対策担当課で構成する「首都圏自転車安全利用対策協議会」は、5月1日（金）から31日（日）までの1か月間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」と定め取組を実施します。

令和7年中の埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は25人で、令和6年と比べて6人増加し、大阪府と並び全国ワースト1位になるなど危機的状況にあります。

また、改正道路交通法の施行により、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入され、自転車の安全利用に対する社会の関心が高まっています。

県では、自転車に関係する交通事故の防止を図るため、市町村等と連携し、九都県市共通の運動重点である自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上や、県の運動重点とした自転車乗車時のヘルメットの着用促進等と呼び掛けます。

●「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」活動概要

1 運動期間

令和8年5月1日（金）から31日（日）までの1か月間

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 運動重点

(1) 九都県市共通重点

- 自転車交通ルールの理解・遵守の徹底及びマナーの向上
- 自転車点検整備の促進

(2) 埼玉県重点

- 自転車乗車時のヘルメット着用促進
- 自転車損害賠償保険等への加入促進

4 統一行動日

- 5月10日（日） 自転車安全利用の日

5 その他

- 自転車安全利用五則
 - ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用
- 自転車に乗る前に
 - ① 自転車の点検整備をしましょう
 - ② 自転車保険等へ加入しましょう

■ 埼玉県ホームページタイトル

「令和8年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitennsya070501.html>